

■他府県の部落差別に関する条例の制定状況について

| 都道府県名 | 条例名称 | 制定及び改正年月日 | 主な内容 |
|-------|--|------------------------|--|
| 1 大阪府 | 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例【規制】 | S60.3.27 H23.10.1改正 | <ul style="list-style-type: none"> 目的：結婚及び就職に際しての身元の調査、及び土地に関する調査等といった部落差別の防止 府、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う事業者、府民の責務を規定 興信所・探偵社業者に対する規制【届出制】 →身元調査等の部落差別を行った場合には、営業停止処分 土地調査等を行う事業者に対する規制 →土地調査等の部落差別を行った場合には、勧告や公表を実施 |
| 2 奈良県 | 奈良県部落差別の解消の推進に関する条例【理念】 | H31.3.22 | <ul style="list-style-type: none"> 目的：部落差別のない社会の実現 県の責務を規定 基本計画の策定 部落差別の解消の推進に関する施策を推進するための調査等の実施 教育及び啓発、相談体制の充実 |
| 3 徳島県 | 徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例【規制】 | H8.12.25 | <ul style="list-style-type: none"> 目的：結婚及び就職に際しての身元の調査等といった部落差別の防止 県、市町村、県民及び事業者の責務を規定 事業者に対する規制 →身元の調査等の部落差別を行った場合には、勧告や公表を実施 |
| 4 香川県 | 香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例【規制】 | H8.3.26 | <ul style="list-style-type: none"> 目的：結婚及び就職に際しての身元の調査等といった部落差別の防止 県、市町村、県民及び事業者の責務を規定 事業者に対する規制 →身元の調査等の部落差別を行った場合には、勧告や公表を実施 |
| 5 福岡県 | 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例 (旧:福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例) 【理念及び規制】 | H7.10.20 H31.3.1改正 | <p>■部落差別の解消の推進【第1章】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的：部落差別のない社会の実現 県の責務を規定 部落差別の解消の推進に関する施策を推進するための調査等の実施 教育及び啓発、相談体制の充実 <p>■結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止【第2章】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的：結婚及び就職に際しての身元の調査等といった部落差別の防止 県、県民及び事業者の責務を規定 事業者に対する規制 →身元の調査等の部落差別を行った場合には、勧告や公表を実施 |
| 6 熊本県 | 熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例【規制】 | H7.3.16 | <ul style="list-style-type: none"> 目的：結婚及び就職に際しての身元の調査等といった部落差別の防止 県、市町村、県民及び事業者の責務を規定 事業者に対する規制 →身元の調査等の部落差別を行った場合には、勧告や公表を実施 |

■県内市町村の部落差別に関する条例の制定状況について

| 市町村名 | 条例名称 | 制定年月日 (施行年月日) | 主な内容 |
|-------|---------------------------|----------------------|---|
| 1 湯浅町 | 湯浅町部落差別をなくす条例 【理念及び規制】 | H31.4.1 (R1.10.1) | <ul style="list-style-type: none"> ・目的：部落差別のない社会の実現 ・町の責務を規定 ・教育・啓発、相談体制の充実 ・基本計画の策定 ・モニタリングの実施 ・計画の策定や差別行為等についての諮問をするための審議会の設置 ・差別行為の調査 ・部落差別を行った者に対する規制 →勧告及び命令、公表の実施 ・部落差別を受けた者への支援及び救済 |